

農地バンク契約に係る消費税のインボイス制度への対応について

R5. 11. 15 福島県農業振興公社

●消費税とは

- ・商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税
- ・農地バンク契約においては、
 - 農地の貸付及び譲渡・・・非課税
 - 各種契約機構手数料・・・課税対象（公社でインボイス発行）
 - 農作業受委託・・・・・・・・課税対象（公社でインボイス発行できない）

●インボイス制度とは（令和5年10月開始）

- ・インボイス（適格請求書）とは、事業者が契約者に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
- ・具体的には、「適格請求書発行事業者の名称や登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」が記載された請求書のことです。
- ・契約者が課税事業者の場合、仕入れ税控除を行うためには、事業者が発行するインボイス（適格請求書）を保存しておく必要があります。
- ・税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが、インボイスを発行できます。（免税事業者は、インボイスを発行できません。）

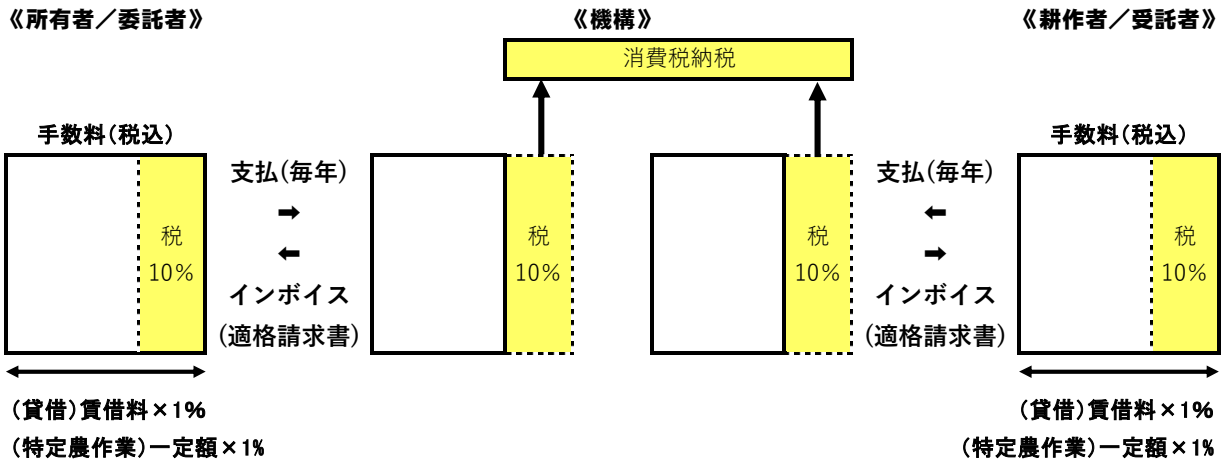
●公社のインボイスへの対応

- ・公社は、税務署の登録をしておりますので、課税対象となる各種契約機構手数料については、インボイス（適格請求書）を発行します。
- ・農地の賃借料については、非課税のためインボイスの発行はありません。
- ・農作業受委託についての精算は、公社は預かり金として仲介しますので、消費税申告にはかかわらず、インボイスへの対応は、委託者、受託者で調整いただくこととなりますので、注意が必要です。
- ・ただ、公社で課税事業者かどうか把握しておく必要がありますので、農作業受委託の申込書に、登録事業者の場合は、登録番号の記載をお願いいたします。

【参考】特定農作業受委託契約におけるインボイス制度への対応の注意点

- ① 軽減税率制度により、「農作業対価は消費税10%」、「農産物販売対価は主に消費税8%（飼料用米などは消費税10%）」と税率が異なることから、インボイス制度に対応するためには、それぞれの品目（作業）毎に対価を設定する必要があります。
- ② 精算に対して、課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、農作業対価では受託者から委託者、農産物販売対価では委託者から受託者へインボイス（適格請求書）を発行する必要があります。
- ③ 農作業対価において、委託者が課税事業者、受託者が免税事業者の場合、受託者がインボイス（適格請求書）を発行できないため、委託者（課税事業者）が「仕入税額控除」を受けられない場合がありますので注意が必要です。
- ④ 農産物販売対価において、委託者が免税事業者、受託者が課税事業者の場合、委託者がインボイス（適格請求書）を発行できないため、受託者（課税事業者）が「仕入税額控除」を受けられない場合がありますので注意が必要です。

■農地バンク各種契約における機構手数料に係るインボイス対応



■(参考)特定農作業受委託契約におけるインボイスのイメージ

